

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月30日

【会社名】 大崎電気工業株式会社

【英訳名】 Osaki Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役会長 CEO 渡 辺 佳 英

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号

【電話番号】 東京03(3443)7171(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員グループ経営本部長 上 野 隆 一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号

【電話番号】 東京03(3443)7171(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員グループ経営本部長 上 野 隆 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金32円 総額1,422,381,248円

効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を、以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>4. <u>前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事</u></p> <p>5. <u>防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理</u></p> <p>6. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>4. <u>電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事及びとび・土工事業、並びにこれらに関連する設備工事の設計、施工、保守及び管理</u></p> <p>5. <u>ソフトウェアの設計、開発、販売及び保守</u></p> <p>6. <u>発電及び電気の供給に関する業務</u></p> <p>7. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。</p> <p>会長を定めたときは、会長もまた代表取締役とする。なお、必要に応じて、他に代表取締役を選定することができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。</p> <p>取締役会は、必要に応じて前項の社長のほか、代表取締役を選定することができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数の出席を要し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、渡辺佳英、渡辺光康、上野隆一、水野正望、黒木彰子（戸籍上の氏名：千田彰子）及び高橋美波を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、長谷川豊及び山中俊人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	377,544	319	762	(注)1	可決 99.35
第2号議案 定款一部変更の件	377,531	332	762	(注)2	可決 99.34
第3号議案 取締役6名選任の件					
渡辺 佳英	369,245	8,618	762	(注)3	可決 97.16
渡辺 光康	365,594	12,269	762		可決 96.20
上野 隆一	376,921	942	762		可決 99.18
水野 正望	372,339	5,524	762		可決 97.98
黒木 彰子	377,306	557	762		可決 99.28
高橋 美波	377,358	505	762		可決 99.30
第4号議案 監査役2名選任の件					
長谷川 豊	376,596	831	1,198	(注)3	可決 99.10
山中 俊人	377,371	492	762		可決 99.30

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権(444,151個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権(444,151個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。